令和7年11月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠間市長 山口 伸樹

市町村名 (市町村コード)		笠間市
		( 08216 )
地域名		旧岩間町地区
(地域内農業集落名)		( 下郷、上郷、泉、市野谷、福島、 吉岡 )
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年11月7日
		( 第5回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。
- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・土地改良事業を行った農地については、担い手同士で協議し、ある程度エリアを分けて耕作しているが、点在してしまっている農地もあるため、効率よく営農できるように今後も集約化を進めることが必要。
  - ・担い手への集約化が進んだ場合、水利の管理や草刈り等での担い手の負担が大きくなることが懸念されるため、対策が必要。
  - ・舗装されておらず幅も狭い道が多く、大型機械の進入に支障があるため改善が必要。
  - ・土地改良事業を行った農地でも区画が狭く、パイプライン等の施設も老朽化しているため、再整備が必要。
  - ・イノシシの被害が多いため対策が必要。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
  - ・主に土地改良事業を行った農地については、担い手への集約化を優先的に進める。
  - ・担い手への集約化に向けて、土地改良事業の実施や農地の再配分について地域で合意形成を図り、地域と担い手が一体となった農地利用の体制の構築を進める。
  - ・以前に土地改良事業を行った農地でも、農業の生産効率の向上を図るために、補助金制度等を活用し再整備の検討を進める。
  - ・イノシシの被害が多いため、担い手ごとの対策のほかに地域で有害鳥獣捕獲等の対策を推進する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	582 H	na
うち農業上の利用が行われる農用地等の図	区域の農用地等面積 582 ト	na
(うち保全・管理等が行われる区域の農用は	也等面積)【任意記載事項】 - ト	na

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項			
	(1)農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に集積・集約化を進めるとともに、地域外からの認定農業者や認 定新規就農者の受け入れを促進する。			
	(2)農地中間管理機構の活用方針			
	農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への効率的な農地の貸借を進める。			
	(3)基盤整備事業への取組方針			
	以前に土地改良事業を行った農地でも、農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などの再整備を今後検討していく。			
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針			
	<ul><li>・市、農業協同組合、土地改良区等との相互の連携を強化し、多様な経営体の確保・育成に努める。</li><li>・現在も実施している果樹での新規就農者の受け入れについては、今後も実施していく。</li></ul>			
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	現在のところは、農業支援サービス事業者への農作業委託を活用する予定はない。			
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	<ul><li>☑ ①鳥獣被害防止対策</li><li>☑ ②有機・減農薬・減肥料</li><li>☑ ③スマート農業</li><li>☑ ④畑地化・輸出等</li><li>☑ ⑤果樹等</li></ul>			
	□   ⑥燃料・資源作物等   □   ⑦保全・管理等   □   ⑧農業用施設   □   ⑨耕畜連携等   □   ⑩その他			
	【選択した上記の取組方針】 ①イノシシの被害が拡大しないよう、電気柵等の設置や地域で有害鳥獣捕獲等の対策を推進する。			